

個人の皆様へ（注意喚起） ～名簿などの個人情報の取扱いにご注意ください～

個人情報保護委員会事務局

お持ちの同窓会名簿や自治会名簿等を転売、紛失しないようご注意ください。

（注）個人情報データベース等を同窓会や自治会の活動に利用している場合には、個人情報保護法上の規定が適用されますので、これらの名簿を作成する場合には、個人情報取扱事業者としての義務を遵守する必要があります。

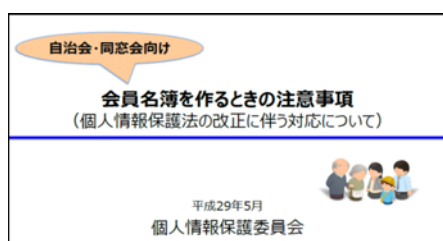
近年、名簿などを悪用したセールスや詐欺等の被害も発生しています。皆様一人ひとりの適切な個人情報の取扱いが重要です。

○個人情報の利活用と保護に関するハンドブック

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_280229sympo_pamph.pdf

○自治会・同窓会向け会員名簿を作るときの注意事項

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/meibo_sakusei.pdf



○個人情報保護法相談ダイヤル：法律の解釈や制度一般に関する相談窓口

03-6457-9849